

平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金交付要
綱

平成30年7月26日

(趣旨)

第1条 平成30年7月豪雨により被害のあった農地を再生し、農業者の生産意欲の早期回復を図るとともに、離農による農地の荒廃化を防ぐため、予算の範囲内において平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象者、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び関係書類の様式は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、市長が別に定める。

(1) 平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金交付申請書
(様式第1号)

(2) 平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金事業計画書
(様式第2号)

2 補助金の交付申請をしようとする者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があ

り、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の総額を変更しようとするときは、平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業を予定の期間内に完了させ、速やかに市長の完了検査を受けること。

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定による補助事業等実績報告書の様式は、平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金実績報告書(様式第4号)とし、その提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該事業の廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした者は、前項の平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第15条の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類及びその様式は、次のとおりとする。

(1) 平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金事業実績書
(様式第5号)

(2) その他市長が認める書類
(補助金の請求)

第6条 規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の様式は、平成30年7月豪雨に伴う農地再生特例補助金等交付請求書(様式第6号)とする。

(帳簿等の保存期間)

第7条 規則第22条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月26日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

別表（第2条関係）

事業内容	補助対象者	対象事業	補助率及び補助限度額
平成30年7月5日から8日にかけての豪雨により被災した農地を復旧する経費に対する補助事業	被災時に、現に耕作していた被災農地に関する権利者で、復旧後、原則3年以上耕作を行う予定の生産者（法人を含む。）	①農地再生事業 流入した土砂等の除去や経常の復元を行う事業であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく農地災害復旧事業（国費）の採択基準に満たない事業 ②その他市長が特に認めた事業	事業費の1/2以内で60万円を上限とする。